

2026 年 葬祭ディレクター技能審査

実技作業試験の手引〔1 級〕

実技作業試験は幕張・接遇・司会からなり、幕張と接遇・司会の 2 つに会場を分けて実施されます。個々の受験時刻を当日掲示します。接遇と司会の試験は、同じエリアで連続して行います。間仕切り（パーティション）で区切ったブースは設けられていませんので、適切な発声の音量を心がけてください。試験には指定された時刻までに指定された場所に自己責任で集合しなさい。

■「実技作業試験」注意事項

- (1) 受験番号で指定された時刻までに受験者は各自の責任で指定された場所に集まりなさい。
- (2) 接遇・司会の作業試験は、同じエリアで連続して行われます。上記の通り、間仕切り（パーティション）は設けられていませんので、発声が周囲の受験者の作業を妨げるほど大きくなったり、逆に審査官が聞き取りにくいほど小さくなったりしないように、適切な声量に注意しなさい。
- (3) 試験時間中（接遇 2 分、司会 6 分）は、あらゆる所作、言動、態度が審査の対象になります。
- (4) 接遇・司会の作業試験は、「葬儀の接遇・司会をするにふさわしい服装と身だしなみを整えること」が条件となっています。服装・身だしなみ（髪型等を含む）・華美な装飾品・化粧等において、遺族・会葬者に不快感を与えると審査官が（遺族の視点で見て）判断した場合には接遇試験で減点の対象となります。また、幕張試験時の服装は、作業のしやすい服装でかまいません。ただしお客様の前で作業を行っているという想定であることに配慮しなさい。
- (5) 接遇・司会の作業試験は、身体障がいや方言等に起因する訛り等は減点対象としません。
- (6) 接遇・司会の作業試験は、審査官と向き合って行われます。マイクは使用しません。
- (7) 試験会場内での携帯電話・スマートフォン・スマートウォッチ等の電子機器の使用を禁止します。電源は必ず切っておきなさい（マナーモードも禁止）。
- (8) 幕張試験作業中に自分の時計（ただし音が鳴ったり、振動しないもの）を見ることは許されますが、審査官に残り時間をたずねることは禁止します。
- (9) 接遇・司会エリアの机の上には、時計（ただし音が鳴ったり、振動しないもの）、メガネ（必要な場合）、筆記具とプラスチック製の消しゴムを置き、それ以外の物を置いた場合、または問題用紙以外の物を見て作業をした場合には、その段階で証拠物を確認し、失格とします。許可された以外の物は試験場に入る前にカバン等に入れ、テーブルの下に置きなさい。
- (10) 試験中は試験会場にて配布されるネームプレートを左胸位置に着けなさい。
- (11) 禁止された行為を行った場合には、学科試験・実技試験いずれも失格とします。
- (12) 待機中は試験場所に近づいての見学は許されません。
- (13) 待機中は静粛にしてください。試験作業や他の会場に迷惑がかからないよう注意ください。
- (14) 体調不良・事故等があったら、審査官に相談してください。

〔注意〕 この手引は、実技作業試験終了後、所定の場所に必ず返却しなさい。

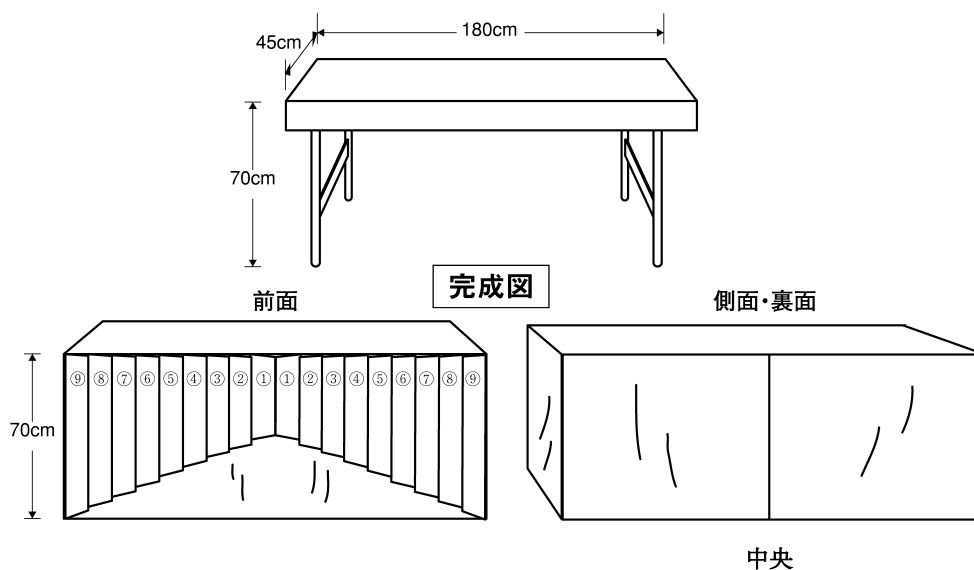
受 験 番 号	
氏 名	

■「幕張・課題」

会場には図のように、高さ 70cm、幅 180cm、奥行き 45cm の机が 1 つ置いてあります。この机に対し、白布（幅 71cm×長さ 1500cm）1 枚と、画鋲を支給しますので、白布を自由に裁断して下記の完成図のように焼香机を完成させなさい。

（制限時間：7 分）

- ① 天張り及び前面と側面の下地を張りなさい。
- ② 前面に、中央部の長さが 35.5cm で、両端の長さが 70cm になるように傾斜状の「ひだ」を作りなさい。
- ③ 各「ひだ」の幅は 10cm とし、全て中央を向くように左右均等に振り分けて各 9 コマずつ取りなさい。



■「幕張」注意事項

- (1) 準備時間の 2 分で以下の支給材料を確認しなさい。
 - ① 白布（幅 71cm×長さ 1500cm）1 枚
 - ② 画鋲（針脚 7mm の二重画鋲 1 箱）支給材料に間違いがあったときは、確認作業中、試験作業中にかかわらず審査官に申し出て指示に従いなさい。また、袋から白布を取り出し、机の上に置くことは許されますが、開始合図前に机に掛ける等の作業自体にかかわる行為は一切行ってはいけません。
- (2) 各自持参の作業着、作業袋（ポケットのあるエプロンでも可。但し、画鋲・ピン等は持込禁止）、市販のメジャー（一切の加工禁止）1 個、ハサミ（カッターは不可）——これ以外の工具等の使用を禁止します。準備時間にメジャー、ハサミを審査官が点検しますので、机の上に出しておきなさい。
- (3) 机に画鋲以外での「しるし」を禁止します。画鋲は前後・側面から見えないように処理しなさい。
- (4) 終了時に、机の上に物（画鋲、メジャー、ハサミ等）が置かれていると減点になります。また、机の上を片付ける際に、机を倒したり、大きく振り回したり、画鋲や道具を床に撒き散らす等の行為も、他の受験者の迷惑になるおそれがあるため減点の対象となります。

- (5) 机は高さ 70cm、幅 180cm、奥行き 45cm となっていますが、机のサイズには誤差があります。この場合、現物サイズに合わせて作業を下さい。
- (6) 白布の裁断に失敗しても、代替の白布は支給しません。
- (7) 白布の裁断に失敗しても、外部から見えないように、つなげる、あるいは、巻き込む等処理して結果に影響を及ぼさなければ減点の対象とはなりません。なお、作業手順は採点対象とはなりません。
- (8) 制限時間がきたら作業を中止し、一切手をつけてはいけません。
- (9) 2名の審査官の採点が終了した後、指示に従って後片付けを行いなさい。
- (10) 支給物品は、指定された回収場所にきちんと置きなさい。持ち帰ることは固く禁じます。

■「接遇」注意事項

■接遇・課題

- ① 問題用紙で指定された社葬（仏教式葬儀）の打ち合わせを行いなさい。
- ② 喪主と最初に相対する場面です。挨拶、自己紹介、お悔やみを言ったうえで打ち合わせを行いなさい。
- ③ 打ち合わせでは、最初に問題用紙で設定された諸事項を一つひとつ確認しなさい。固有名詞、人名はフリガナがついている場合、指定された読み方に従いなさい。
- ④ 打ち合わせは、お客様の視線に合わせながら、遺族側の故人や葬儀に対する意向を聴くことから始めなさい。（審査官から応答はありません。）
- ⑤ 遺族の心情に配慮した接客として、適切な態度、言葉遣いであるかに注意して行いなさい。

■準備

- ① 「準備開始」の指示があったら、問題を見て準備しなさい。
- ② 準備時間が 2分 与えられます。
- ③ 準備時間中に問題用紙にメモを記入することができます。

■作業試験

- ① 審査官はお客様、あなたは**葬儀の担当者**という立場で与えられた条件により作業を行いなさい。
- ② 審査官を喪主と関係者（主催会社の担当者）と想定して行いなさい。
- ③ 最初は、立って、挨拶し、自己紹介やお悔やみ等を言いなさい。
- ④ 自己紹介は、フルネームで名乗りなさい。
- ⑤ 挨拶等が済んだら、座って、お客様との打ち合わせを行いなさい。
- ⑥ 故人氏名、死亡月日、死亡年齢、喪主氏名、続柄、宗旨、主催会社名等の条件は、問題用紙で指定されます。必ず要素として入れて行いなさい。
- ⑦ 作業時間は 2分 です。幕張や司会と異なり、指定された要素が入っていれば話の途中であっても減点の対象としません。時間内に終了した場合、制限時間がくるまでの態度は評価の対象となります。あわただしい進行は、減点の対象になります。
- ⑧ 接遇作業中、問題用紙を見て作業をしてもよいですが、終始下を見ながらの作業は減点になります。
- ⑨ 審査官は、試験中は指示・説明・注意・受験者からの質問への対応等は一切行いません。
- ⑩ 終了が告げられたら作業を中止しなさい。

【注意】問題用紙は接遇試験終了後、審査官に返却しなさい。

■「司会」注意事項

■司会・課題

- ① 一般的な社葬（仏教式葬儀）において、式次第の順に従い、指定された条件を用いて葬儀・告別式の司会を行いなさい。
- ② 司会作業では、次にどの式次第項目を司会するかを審査官に示すために、当該の式次第項目名（例「参列者入場」等）をその都度、告げてから司会本文を言いなさい。
例「参列者入場（項目名） お待たせいたしました。ご参列の方は式場内にお入りください（司会本文）。」
- ③ 指定された条件を、指定された式次第項目で使用しないときは減点となります。また、指定された条件を、他の式次第項目でも使用することは自由です。
- ④ 「自由課題」では、与えられた条件に「弔電」「閉式」の指定課題の文に含まれる要素を加えて、まとまりのある文章にして読み上げることが求められています。条件として与えられた要素のほかに、指定課題から抽出した適切な要素を3つ以上加えて読み上げなさい。
- ⑤ 「指定課題」では、課題として与えられた文章を、内容を理解したうえで、1語たりとも変更しないで、正確に読み上げなさい。（「弔電」、「閉式」で指定）
- ⑥ 式次第項目と式次第項目との間では、インターバルをおかず、続けて司会作業を行いなさい。

■準備

- ① 「準備開始」の指示があったら、問題を見て準備しなさい。
- ② 準備時間が5分与えられます。
- ③ 準備時間中に問題用紙にメモを記入することができます。

■作業試験

- ① 審査官はお客様、あなたは葬儀の担当者という立場で与えられた条件により作業を行いなさい。
- ② 試験時間は6分です。
- ③ 司会作業が制限時間内に完了しないとき、および、4分未満で完了したときには減点となります。
- ④ 司会作業は、立って、行いなさい。
- ⑤ 司会作業を始めるとき、終了したときは礼をしなさい。
始めるときには「始めます」、終了したときには「終わります」と審査官に告げなさい。
時間中に終了した場合、座りなさい。制限時間がくるまでの態度は評価の対象となります。
- ⑥ 司会作業中、問題用紙を見て作業をしてもよいですが、終始下を見ながらの作業は減点になります。
- ⑦ 審査官は、試験中は指示・説明・注意・受験者からの質問への対応等は一切行いません。
- ⑧ 終了が告げられたら作業を中止しなさい。

〔注意〕問題用紙は司会試験終了後、審査官に返却しなさい。